

福祉環境委員会記録

令和元年6月28日（金）

8時58分～14時09分

全員協議会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健康医療対策課長、

~~湯浅健康医療対策課副参事~~、河上子育て支援課長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長、埴総合窓口課長、野田環境

課長、森脇税務課長、土谷資産税課長

〔金城支所〕吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

〔旭支所〕塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

〔弥栄支所〕岩田弥栄支所長、木屋弥栄支所市民福祉課長

〔三隅支所〕田城三隅支所長、白根三隅支所市民福祉課長

〔上下水道部〕坂田上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、櫻木下水道課長

【事務局】新開書記

議 題

1 請願者意見聴取

(1) 請願第4号 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について

2 議案審査

(2) 議案第41号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について →可決（全会一致）

(3) 議案第43号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及

び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について →可決（賛成多数）

3 請願審査

- (1) 請願第 4 号（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について
→継続審査
- (2) 請願第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書の提出について→採択（賛成多数）

4 陳情審査

- (1) 陳情第 92 号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について（継続審査） →採択（賛成多数）
- (2) 陳情第 105 号 病児保育の補助金返還について従業員に聞き取りを求める陳情について →不採択（全会一致）

5 執行部報告事項

- (1) プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」について 【地域福祉課】
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について【子育て支援課】
- (3) 令和元年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について【保険年金課】
- (4)（仮称）益田匹見ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について 【環境課】
- (5) 令和元年度 個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】
- (6) 平成 30 年度 市税徴収率について 【税務課】
- (7) 浜田市三隅デイサービスセンターの指定管理者の募集について【三隅支所市民福祉課】
- (8) その他
(配布物)
・浜田市人口状況（平成 31 年 2 月末～平成 31 年 4 月末） 【総合窓口課】

6 所管事務調査

- (1) 福祉委員の活動状況等について 【地域福祉課】
- (2) がん検診の現状と受診率向上の取組について 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市子育て支援センター建設の検討状況について 【子育て支援課】

7 政策討論会について

8 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 8 時 58 分)

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会します。ただいま出席委員は8名で定足数に達しております。それでは、さっそく議題に入ります。

それでは、本日は、『請願第4号（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願』の請願者 弥栄の自然と環境をまもる会の代表小笠原詞子さんと、紹介議員の串崎議員からご意見を聴くため、ご出席いただいておりますので、最初にご意見をお聴きしたいと思います。

最初に紹介議員の串崎委員からご意見をいただきたいと思えます。

串崎委員

請願の紹介議員ということですが、内容については、本日、請願者がおられますので、あとで詳しく言っていただくということになっています。私としては、弥栄に住むものとしてこの請願に対して皆様方の賛同を特にお願いするものでございますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

柳楽委員長

続きまして、請願者からご意見をいただきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

請願者

本日は、直接、弥栄の自然と環境をまもる会の住民の声を聞いていただけることについて非常にありがたく思っております。請願の内容については既に提出しておりますので、私の感じていることをお伝えしたいと思います。

まず、弥栄町の人口は非常に少なく、一人一人がたくさんの役割を持って一生懸命生きております。そういった私たちの身の回りに風力の建設の計画がありまして、大事な時間を割かなくてはならないこととか、わからない不安、かなり速いスピードで短期間で現在の計画が進んでいるこういった状況に憤りをとても感じております。上流に住む私たちが水とか森林とかを守って地球温暖化防止においても十分貢献している地域だと思っております。ですので、上流の構想を崩す

ことが下流の構想も崩すことになるのではないかと考えております。浜田市は豊かな自然が多くて、これを守り続けていく事は人口が少ないからこそ価値のあるものになってくるのではないかと考えております。環境影響評価方法書に対する浜田市長の意見。住民の理解と合意が必須であることが述べられました。また、県知事は環境影響を回避又は十分な低減できない場合は、事業実施区域の再検討を行うなど、当該地域での計画している事業の廃止も含め、抜本的な見直しを行うことと強い意見を出されました。しかし住民の意見を各関係機関に要望していくのは、私たちに身近な議員さんの力が必要になってきます。既存の風車の建設以降、現在 3 つの計画が上がっております。一つは今回議論するグリーンパワーの計画、それから長見町、弥栄町、金城町エリアに計画されております NWE-12 インベストメントの計画、それから（仮称）益田匹見ウインドファーム発電事業のアジア風力発電株式会社の計画、次々と中国山地の尾根沿いに建設計画が上がっております。それから全国的に見ますと洋上風力発電の建設もかなりのスピードで行われています。風速 7 メートル以上の地区が適地になっております。そういったことを考えますと今後、今計画が上がっていない旭町、浜田港周辺も計画される可能性があり、私たちの思いを自分事として考えていただきますようよろしくお願いいたします。

布施委員

内容は読ませていただきました。住民の皆さんの願いは請願の中で十分わかります。浜田市長や知事の環境評価方法書の意見書も読みました。住民との合意形成がなければ進めてはならないと書いてあります。しかし、民間業者が法にのっとって、国の推し進める再生可能エネルギーの推進にあたって太陽光では固定価格買い取り制度とか、余剰電力買い取り制度がありますが、低炭素とか地域に根付く新エネルギーであるとかが大事であると、東日本大震災の後に原発に頼らない日本を目指そうということで、火力発電所にも注目されて三隅町は 2 号機ができるということもあります。その中で日本と言うのは、日本海、太平洋に囲まれた島国であり、再生可能エネルギーの推

進をするには太陽光、水力、風力、地熱と言うものを目指さなければならないと言う事は理解をしております。その中で弥栄町に集中して、この風力発電の機器ができると言う事は、環境破壊や騒音とか言う事は考えないといけないのですが、すべての地域にそういうものが建設できるわけではないんですね。その部分を見ますと弥栄町も自然環境を守るとか意味することもよくわかるのですが、風力発電の適地だと言う思いは私の中ではありました。その中で住民との合意形成があれば建設をしても良いと言うことを考えて良いものなのか、風力発電を見るだけでも嫌なのか。合意形成が図れば建設の前向きな方向に進んでいいのか。また弥栄町には全く入らないよとか。ウィンドファームは日本全国に作っています。最初は反対意見があっても、再生エネルギーへの理解が進むと、それを生かしたまちづくりに切り替わったところもあるようです。それは高知県の大月町、風力発電で町おこしをしているところもあるようです。そういった考えをするところもありますので、一つ一つあげればきりが無いと思いますが、実際のところをお聞きしたいと思います。

請願者

弥栄の自然と環境をまもる会とは別に弥栄町期成同盟会が反対署名を12月末に回して、短い期間で署名を集めました。もう要らないという意見が圧倒的に多かったです。私も杵束地区を何戸か回りましたが、もう要らないと意思表示されていました。再生可能エネルギーの大事さと原発に頼らない将来については理解しています。

それから、誤った知識もあるかもしれませんが専門家ではないのでご了承ください。まず大月町は賛成者が多くて建設されましたが、健康被害のため増設反対の動きが出ています。風力だけでは原発はなくなれないというのが私の調査結果です。だいたい2千キロワットには500基、それくらい立てないと原発1基に及ばない。また常に火力発電が平均的なバランスが保てるようなアシストが構造上必要のようです。ただ、機器性能が上がっているので今はどうか分かりません。住民からは火力発電があるのになぜ風力が必要なのかという意見もありましたが、事業者は応えら

れませんでした。こちらで調べるとこのような背景があります。

もう1点、本当に風力でどれくらいの電力が生じてどれくらい貢献できるのか。本当に電力供給できているのか、今後聞きたい。国に対しても小さなまちから自然再生エネルギーが効率的にまわせるのかも見ていく必要があると思います。

布施委員

意見は十分わかりました。建設にあたって、地権者の同意が必要です。増設地にも地権者がいると思いますが、その方たちの働きかけがあれば、弥栄の土地を売らないようにするとか、働きかけはなかったのでしょうか。

請願者

買ってでも守りたいという数名の意見は聞きました。まちを上げてできるかは分かりません。

村武委員

弥栄の豊かな自然は守っていかないといけないのだろうなと思っています。請願に至った背景で、住民が住めなくなることを懸念とありますが、建設を理由にまちを出た方が2名とあります。この2名は元々弥栄におられた方が、建設後に健康被害があったとかの理由で出られたのですか。

請願者

3月議会で小川議員がこの話題を取り上げられました。建設計画が上がってから出られたと聞いています。それから最近の情報ですが、体験村周辺の会社の職員さんが仕事に音が嫌になって出られたと聞いています。

上野副委員長

世界中でデンマークとか100パーセント風力発電にしようという話があってうらやましいと思っていました。一番気にしているのが、山に道をつけるために木を伐採して川が汚れることです。前例もあります。漁協との話もしておられますか。

請願者

直接漁協団体さんと話したことはないですが、とても気にされている方がいます。

上野副委員長

雨のたびに赤水が出るそうです。連携を取っておられるのかと思って質問しました。

澁谷委員

エネルギー政策は国家の根本政策だと思います。世界的に環境にやさしいエネルギーを進めても、買取価格の問題等があります。太陽光にしても事業者が施設放棄したり、風力もブームがありましたが、風力エネルギー買取価格が安定経営できるか疑問だったり。ヨーロッパが中心で風力発電を進めていますが、完全に政策

の転換を図っていて。風力も万能ではない印象を最近持っています。また森林政策の研修を受けた事ありますが、森林荒廃が獣害の原因となったり、再生エネルギーが万能ではないのではないかとこの感じがします。風車も増えすぎると美しい景色ではないですし、雷に弱いとも聞いています。残骸になる可能性もあって地域の皆さんが不安に思うのも当然だと思います。エネルギー政策は現在、過渡期だと思います。

田畑委員

風力発電の音、環境省が言うには 35 デシベル以下が望ましいとありますが、実際どのくらいの音なのか。もう 1 つ、他の地域で人的被害があると発言されました。あるいは生態系が崩れると。人的被害とは健康被害なのか、まちから人が離れることを指しているのでしょうか。

請願者

どれくらいの騒音かは事業者は示していません。今の稼働状況の評価もしっかり出さない状態で次の計画を立てるのは、非常に悪質な業者だと感じています。500m くらい近くに民家がありますが、騒音がどれくらいなのかということはありません。

他地域の人的被害ですが、低周波と超低周波があって、低周波は頭痛、耳鳴り、めまい、いらいらであったり、中でも不眠症がよく言われています。地面の下から入ってくるような響き。それから共鳴というのもあって建物からじわじわと上がって来るような音のようです。距離との関係は非常に影響していることと、2 キロまではよく聞こえる。その中間は聞こえず、5 キロ離れるとまたよく聞こえだすというように、距離に比例はしないようです。騒音と低周波の問題、見るのも嫌なのだという心理的影響も非常にあると思います。

田畑委員

低周波・超低周波、距離による違い。人によって騒音の感覚が違います。一概に 35 デシベルという数字だけで判断は難しいと思います。地域に住む人が不快になる、住みにくくなるものはすべきでないと思います。

村武委員

弥栄町の他の方のご意見はどういった状況ですか。反対している人以外は。

請願者

期成同盟会が反対署名を取ったのは非常に短期であり、具体的なことが分からない間に署名を取ったものです。もう要らないと

いう意見が圧倒的に多かったのですが、反対しておられない方に聞いている状況ではありません。我々も1月以降から今日まで、非常にたくさんの時間と労力を注いでおり、この請願が終わったら地域に情報発信して、地域の方がどう思うのかはこれから聞いていく段階です。それ以外の人意見というのはまだ十分に把握しきれていません。

村武委員

その部分も重要だと思いますのでよろしくお願いします。

澁谷委員

936人というのはどこまでの人なのか。

請願者

町内割合としては56パーセントです。県外から非常に強い反対が出ていました。全国から県外からが多かったです。

布施委員

29基が現在稼働していますが、その評価がないと。地域貢献のために弥栄町のために、一部補助金を使ってくれという意味で地域貢献は今全くないのでしょうか。

請願者

補助金に関することは分かりません。ただ、一昨年、ウルトラマラニックに関しては何かしらされたと聞いています。

布施委員

何かしら地域の理解が得られなかった上で建設した場合、相応な売電価格になっていて、日本全国でそういう地域には売電価格の一部をまちづくりに使っていただくという会社も一部あります。そういった貢献もあるというのがまちづくりの柱になっていると、私も各地で聞いています。

十分話し合いをして住民との合意形成が必須だと知事から国に行っています。それが待てないからこの請願に至ったのだろうと思います。

西村委員

請願趣旨は非常によく分かりますが、ただ最終的結論がどこにあるのか、この文書からは、議会に何を求めているのかよく分かりません。

請願者

浜田市の議会にこの請願を出しました。それから県に要望書を出しましたが、この制度自体、熟知できてなくて、いろいろなことが早いスピードで行われている。しっかり考えてもらえないだろうかというのが本来の趣旨でした。しかしやっていくうちにどこに落としどころを求めているのか、自分でも思うようになりました。非常に難しいことになったと実感しています。1つ1つ至った背景の中身について、採択できる内容は非常に難しいですが

1 個 1 個の内容について、採択していただけたらと思います。

西村委員 私も読んでいて、おっしゃる意味はよく分かるけど、そんなことが議会として言えるのか、できるのか。例えば、5 番の災害、事故時まで考えられているのかという部分、結論としては 7 行目くらいか、現在稼働中の風力発電機の設置と沢崩れの関係調査を事業者に調査させて、全文公開することを事業者に意見してくださいというのが趣旨だと思います。例えばこのことについて議会が賛成したら、実際の行動で我々が事業者に出向いてやって欲しいと。そういう効力があることを議会に求めていると解釈したら良いのでしょうか。

請願者 無謀な内容もあると思いますが、それだけ弥栄町にとってこの計画は影響が大きすぎる。我々はそこまで求めたいです。

柳楽委員長 他にありませんか。

(「なし」という声あり)

では請願者からの意見聴取は終わらせていただきます。

ありがとうございました。この際、暫時休憩します。再開を 10 時 00 分とします

(09 時 39 分 休憩)

(09 時 57 分 再開)

柳楽委員長 会議を再開します。

それでは、本委員会に付託されました、2 つの議案と請願 2 件、陳情 2 件の審査に入ります。

1. 議案第 41 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長 執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長 委員から質疑はありませんか。

西村委員 提案説明資料を読んでも他の資料を読んでも、改正の中身が分かりづらいので、補足説明をお願いします。

子育て支援課長 家庭的保育事業等、4 つあります。浜田はどれもやっています

るので分かりにくいかもしれません。他市では受入れが難しい子を受け入れるための対策としてやっています。概ね2歳児までみるのが一般的です。ある程度、やりやすいようにはなっています。これを進めるにあたり、連携が必要です。2歳で卒園した後に3歳から入る連携施設を確保することが基準として定められていたが、この連携施設の確保が進まない状況を見た国が、改正により、一定の条件を満たせば、連携施設を持たなくて良いなどの緩和をされている状況です。

西村委員

そもそも、家庭的保育事業は年齢的に言うと2歳児までを言うのですか。それともそれは基本であって3歳児以降も範ちゅうに認められているのか説明をお願いします。

子育て支援課長

小規模保育事業と家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業は2歳までと決まっています。事業所保育事業は、企業の従業員の子どもに加え地域の保育を必要とする子どもの枠も設けることとなっており、この事業で一部は3歳を超えても受け入れが可能となっているが、基本的には法で2歳までです。

柳楽委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

2. 議案第43号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

西村委員

本会議でも質疑を行ったこととほぼ同じ中身で恐縮ですが、十分理解できなかつたので再質疑になります。

どの条例というのではなく、いろいろな利用料、手数料、使用料があつて、その端数処理も含めて市民あるいは利用者から仮に条例どおり徴収しても、それが、先ほど会計課で伺つた話では、一般会計では消費税分として国に納めるようなことはないのだと。特別会計はあるような話でしたが。それが実態としてあると

ということで、仮に8パーセントから10パーセントに10月1日から消費税アップした場合、現状の数字、手数料、例えば300円なら300円で据え置く措置は法的に可能だと私は受け止めたのですが。一般会計では消費税を納める形になってないですが、それに関する収入部分が今までと変わらない、だけど支出は当然、財政課長も言っていたように増えると。市の収支面で見ればその分だけ悪くなるのは私も理屈上は分かります。ただ2パーセントを市民に被せればそれだけ市民にとって負担増になるのは間違いのない事実だと思います。そういう視点で、今回の消費税アップによる市民の負担増として検討した結果、これはやむを得ないということで関連条例の改正をされることになったのか、それとも、これは仕方ないとしてこういう形で条例改正を提案されたのか。この点だけ確認しておきたいと思います。

総務課長

消費税そのものの考え方を述べさせていただきます。消費者に負担を求めるのが基本的な考え方です。市が提供している各種サービスは課税対象ではありません。しかしコスト部分については消費税がかかっています。消費税は最終的に消費者に負担を求める物ですので、増税にかかるコスト分はサービス受益者にかけない場合は、市民全体で負担することになります。消費税については最終受益者に転嫁するのが国の基本的な考え方です。この度、決まった計算式で、それぞれの金額に転嫁させていただいています。

西村委員

提案条例から少し外れることになると思いますが、今回の端数処理のために本来改正すべきものを改正しないのだという条例はなく、全部5本上がっているのは非課税のためとなっていますので、それに類する条例改正ではないのだなと思うのですが、結局、端数処理をしない方針で……端数処理のために今回条例改正をしないのが何本かあったと思います。恐らくそれはそれにかかる手間と天秤にかけると、条例改正しない判断の方が財政面に及ぼす影響はその方が優れているという判断なのかなと思うのですが、その判断はどのようにされた結果なのでしょうか。

総務課長

端数処理の関係ですが、もともと使用料や業務については現在の金額で端数処理しています。計算式で言うと金額を108で割っ

て、110 で掛けるという計算式をしておりますが、その処理をした後に従前どおりの端数処理を、1 円単位のものは1 円単位までですが、10 円、100 円単位でそれぞれ処理をしています。現行でいくという判断に至った経緯はおっしゃるとおりです。

柳楽委員長

その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

3. 請願審査

(1) 請願第 4 号 (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

布施委員

知事が、環境影響評価方法書に係る意見を経済産業省に提出したそうですが、その後の流れ、今後どのように回答があって、それをもとにしていくのか、流れを知りたいです。

市民生活部長

環境影響評価方法書の意見聴取ということで、県知事意見が環境大臣に上がっている状況です。それを踏まえ、環境影響評価という実際の評価をしますが、評価方法を意見して調査する、調査した後で環境影響評価準備書が作成されます。意見聴取が県知事や市長にきます。そこで県知事意見、市長意見を述べる事になっています。事業者の行う環境調査内容、評価内容を見て、こちらから意見を言うことになっています。経産省大臣がそれを聞いて修正意見を出したりして、事業の方向をつけます。

布施委員

流れは分かりました。事業者と地域住民の合意が必須ですが、行政が間に入って説明会も足りないくらいやらないといけません。行政は業者と住民との間に入る調整役なのですか。

市民生活部長

基本的には環境アセス法で事業者が住民に説明会を開かないといけないことになっています。開き方等は行政が間に入って調整しますが、住民合意の努力をするのはあくまで事業者側であって、市が率先して間に入って調整するのではなく、話し合いの会場、時期、住民周知といった調整はしますが、話の内容自体の調整は行政はしません。

布施委員

29 基やった評価をしてから検討すべきという意見がありました。業者から聞いたり、市としての対応もしなければいけないと

- 思います。
- 市民生活部長 内容にもよりますが、行政として強制的に強いるのは限界があります。我々は住民意見を聞いて納得するような説明をしてください、と業者には伝えますが強制力はありません。
- 芦谷委員 住民側に寄り添うのか、中立で行司役なのかで違うと思います。先進例の掘り起こしをして、住民の思いに寄り添っていただいて、行政でなければできない情報収集など、もう一皮前に向く姿勢はできませんか。
- 市民生活部長 もちろん我々も住民に寄り添っていきたくと思いますが、法律を逸脱した行政主導は控えます。住民の中にも賛成の方もいるので、どちらかに偏った対応は出来かねます。
- 芦谷委員 行政でなければ収集できない情報を集めて、地域にとって良いのか悪いのか判断いただいて、住民側に寄り添うことが必要だと思います。
- 市民生活部長 できる限りやりたいとは思いますが。健康被害は特に判断が難しいです。
- 西村委員 請願者の話の中で、頭に残っている 1 点だけ確認します。既に弥畝山に 20 基前後稼働していますが、建設された後の影響調査、あるいは具体的にこういう影響が出たという住民からの苦情があった時に、それに対して業者なり国なりが調査をどのようにしているのか、実態と法的な仕組み、義務があるのか。国や事業者。その点を教えてください。
- 市民生活部長 実際に苦情があれば我々は動いて事業者と話したり、騒音や振動の影響があるなら調査を事業者側に求めたり、場合によっては我々がしますが、基準は普通の環境基準にそってやります。今までの所、具体的な住民からの苦情や相談は入ってきていません。
- 西村委員 それは今の既存の、既に稼働中の施設に関して、住民苦情等は実際にはないということですか。
- 市民生活部長 具体的に、騒音がうるさいとか、川が濁ったというのは後になって住民意見として聞いたことはありますが、河川汚染として聞いたことはありません。説明会や意見交換会の時に「あれは風車の影響だ」という話がありますが。
- 田畑委員 弥畝山に 29 基稼働していますが、稼働することで人的被害、

川の生態系バランスが狂ったという話は聞くのですが、そういう話は来ていませんか。

市民生活部長

この風車の説明会や環境アセスの会議の中ではそういうことがあったという意見は聞いていますが、実際にどうなのかは我々も確認のしようがないです。

田畑委員

今回 17 基増設する話ですが、あの山一帯に建設されることで浜田市景観条例に触れませんか。

市民生活部長

主に都市建設部の管轄なので我々にはわかりませんが、ひっかからないと聞いております。

澁谷委員

浜田市に固定資産税が入っていると思いますが、弥栄住民の皆さんへの還元はどうなっていますか。

市民生活部長

申し訳ないですが、固定資産税の使い道は予算配分の話になり、私の権限ではないため分かりません。

澁谷委員

要するに直接的、具体的に被害を被っている方への補償はないということですね。

市民生活部長

私は認識してないので、特にないと考えられます。

布施委員

29 基された時、市との協定書は結ばれたと思ったのですが、その中に地域住民への還元は含まれてなかったかは分かりませんか。

市民生活部長

特には協定書は結んでないと思いますが、地元への還元で地域イベントに参加したり資金援助があったのではないかと思います。あと市にも寄附金としていただいたことがあります。

布施委員

環境福祉委員会に加えられた、地球温暖化対策実行計画の中に再生可能エネルギーや化石燃料のことが書いてあります。浜田市は推奨しています。協定書がなくて新事業を許可する姿勢にびっくりしました。業者との取り決めもないのですか。

市民生活部長

私が知る限りないです。環境アセスで業者とのやりとりを重ねながら進めていって事業認可がおりています。協定書はありませんが環境基準は適用されますので、基準以上の疑いがあれば業者に行って話もしますし、指導もします。環境を守る取り組みは現状でも出来ると思っています。

柳楽委員長

その他にありませんか。

(「なし」という声あり)

(2) 請願第 7 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書の提出について

柳楽委員長

本請願の紹介議員である西村委員から補足説明はございますか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

4. 陳情審査

(1) 陳情第 92 号病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について

柳楽委員長

継続になっていますが、執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第 105 号 病児保育の補助金返還について従業員に聞き取りを求める陳情について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

(「なし」という声あり)

5. 執行部報告事項

(1) プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」について

柳楽委員長

順次報告願います。地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

村武委員

3 番の商品券購入までの流れについてですが、対象者 1 の方は交付申請が必要とのことですが、対象者 2 の方は申請不要です。1 の方はなぜ申請が必要なのでしょう。

地域福祉課長

市外に両親がおられる学生さん等は、浜田市では非課税でも課税の方に扶養されている場合は対象にならない方があり、把握できないので一度申請していただいて審査します。

芦谷委員

1、2 番の見込み数はいくらですか。それから住民税非課税の方と子どもさんがおられる方は両方の条件で受給できるのですか。

地域福祉課長

対象人数はこれから細かい突き合わせをするので、現状は予算

説明の時に説明させていただいた非課税の方については約 1 万 3 千人。子育て世帯の方には約 1 万 2 千人あまり。1 万 4200 人あまりを現在では予定しています。

子どもは増える見込みではありますが市精査していないので、今後 7 月以降にやる予定です。人数は 1140 人を現時点で予定しています。

1 と 2 両方該当する場合は、両方で購入していただけます。

芦谷委員

使用できる店舗は募集ですか。

地域福祉課長

はい。

芦谷委員

よく買い物で利用している店が応募されなかった場合は使えないということか。

地域福祉課長

店舗は現在募集を開始しました。できるだけ多くの事業者さんに手を挙げていただけるように努力しています。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

柳楽委員長

子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

西村委員

これは法的には消費税の引き上げが前提と言うわけではないのですよね。

子育て支援課長

既に専決処分になった児童扶養手当の支給を受けて所得が 135 万円以下の未婚の一人親に対して住民税非課税の件。そういった一連の貧困家庭に対しての措置だという捉え方で良いですか。

2019 年度の税制改正の大綱の 1 つとして、経済的に厳しい状況におかれがちな一人親ということになっているので、完全に直接ではないと担当課では考えています。また先ほど申された未婚親が非課税になることも、併せて一人親の税負担軽減策だと考えています。

西村委員

正確に確認しておきたかったのです。10 パーセントに引き上げられない可能性もあるので、その時にこの措置がなくなるのかということ。法的には整理されていて、引き上げがあろうがなか

ろうが関係なくこの特別給付金はやっていくのかどうか確認します。

子育て支援課長

私たちが読み込んでいる、国から来ている要綱から読み取ると、消費税が上がるか上がらないかは影響しないと考えています。

柳楽委員長

その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

(3) 令和元年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

柳楽委員長

保険年金課長。

保険年金課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

澁谷委員

7488 世帯の内、今年度に保険料が上がった世帯と下がった世帯の比率をお尋ねします。

保険年金課長

本年度保険料率にいたしましては介護保険料を上げているので、世帯数は持ち合わせていないが、介護保険の該当する 40 歳から 65 歳がおられる世帯にあたっては、所得が下がってない限りは上がっている形です。

澁谷委員

急がないのである程度の数字を教えてください。それと不能欠損額が最後のページにでていますが、この 200 万円の不能欠損の人数と主な理由を教えてください。

税務課長

国民健康保険料についての不能欠損額は 18 件あります。主な理由は時効消滅、出国、本人死亡、生活困窮、生活保護になっています。

澁谷委員

時効は本来あってはならないものです。その方が行方不明で、追いかけるのはコストを考えると難しいのかなと思いますが、時効は差し押さえにしても努力にしてもどうなのかと、あと出国というのは、外国の方が来て検査等して支払わずに出ていくことが国で問題になっていますが、そういうことではないのですか。

税務課長

まず、時効消滅はおっしゃるようにはあってはならないことと考えています。交渉等が途切れていただけなかったのも、職員には、時効消滅は始末書を書くくらいの気持ちで取り組むように言っています。

出国については、いろいろな業者さんに来ておられる方だと思

いますが、出国される時に私たちへの情報提供が上手くできてないのかなと考えています。

澁谷委員

分かったような分からないような答弁です。時効は 18 件中何件ですか。

税務課長

13 件です。

澁谷委員

かなりウェイト高いですね。千円ずつでもいただいていると時効消滅はクリアできると思うので。消滅というのは仕事としてどうかと思います。十分ご検討いただきたいし、不能欠損でパターンができてしまうと、生活の苦しい方の中でも不公平感が出るので、十分対応をお願いします。

西村委員

当初予算の保険料の考え方が私はやっぱり納得できていません。この額を見ると当初予算で上げられた 10 億 4300 万円あまりの額は、必要保険料としてはじかれた数字だと受け取るし、そのこと自体は良し悪しの問題ではないので受け止めたのですが、あそこで見解が分かれたのは、予算はそうではなくて計算すればそうなるけどそれに対して保険料の設定としてどのように今年度やっていくのかという、その考え方を一般会計から繰り入れたり、基金から繰り入れたりして保険料を 1 割ほど下げて去年と同じ程度に据え置くのだという考え方が出るのが、予算組みにあたっての基本ではないかと考えていたので、その辺が執行部の考え方とは違うと思っています。当初予算は基本的には結局、そういう形で出されるのでしょうか。そうでない年もあったのでしょうか。どうしてもその点だけ納得できないので言っておきたいです。

柳楽委員長

答弁はよろしいですか。はい。その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩します。再開を 11 時 15 分とします。

[11 時 05 分 休憩]

[11 時 15 分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開します。

先ほどの澁谷委員の質問に対する答弁があるそうですのでお願いします。

保健年金課長 質問がありました、今年度賦課が上がった世帯はと言われました。実際は所得が上がった世帯ということは確認できないので、介護分について該当がある世帯としては、今年度は 2567 世帯。あと今回保険料の限度額が上がっていますので、そこで影響があった……前より上がったかどうかは別にして、3 万円以内の基準額に該当した世帯が 8 世帯です。

澁谷委員 この 2567 世帯と 8 世帯は家庭の固定費が上がったということになるのですよね。すなわち、可処分所得が減少したということ。浜田市で生活しづらくなってくることになるわけですが、担当課長の認識をお尋ねします。

保健年金課長 介護納付金については去年は若干下がっています。同じように介護分の納付金下がりましたので下げていますので、今年度上がった分が去年下がった分とイコールかと言われるとそうではないのですが、介護分については納める金額をそのまま保険料率に反映させている現状があるので、上がったり下がったりが出てきます。去年は下がり今年度は上がっています。

澁谷委員 数字の捕まえ方がちょっとアバウトすぎるので、ある程度どのくらい生活に影響を与えたか、金額平均でどのくらい上がったかとか、もうちょっと数字を捕まえて欲しいと思います。万国共通の価値判断は数字しかないのです。今後の課題としてお願いします。

保健年金課長 賦課の 1 人あたりの保険料額としては、平成 30 年度の方が若干下がっていたので 8 万 8811 円でしたが、今年度の賦課は介護保険料がちょっと上がったことによって 9 万 68 円という数字が出ています。全体で若干上がった形にはなっています。

柳楽委員長 以上でよろしいですか。次の項目に移ります。

(4) (仮称) 益田匹見ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について

柳楽委員長 市民生活部長。

市民生活部長 (以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長 報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(5) 令和元年度 個人市民税の当初賦課の状況について

(6) 平成 30 年度 市税徴収率について

柳楽委員長

2 件まとめて報告をお願いします。税務課長。

税務課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。(5)について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(6)について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(7) 浜田市三隅デイサービスセンターの指定管理者の募集について

柳楽委員長

三隅支所市民福祉課長。

三隅市民福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(8) その他

柳楽委員長

地域福祉課長。

地域福祉課長

資料はないのですが、今、中国籍のヨット救助の事務処理をしています。この救助については6月1日付の新聞にも載っていましたのでご承知の委員さんもおられるかもしれませんが、概要を説明させていただきます。

救助された船舶については中国籍ヨットで40代の中国人男性2名がアメリカロサンゼルスを目指して航海をしていたものです。5月27日に日本海でしけに遭い、ヨットの帆が破れてエンジンも故障したため日本海を漂流していましたところ、陸地が見えて、乗っていた2名の内1名が日本に在住経験があったので110番して警察から浜田海上保安部に連絡がいき、5月31日に救助されました。現在このヨットは長浜埠頭に係留されています。

避難船舶救助の事務については、水難救護法と言う法律によって市町村事務となっているので、現在浜田海上保安部等々と連携して処理にあたっています。今後は船長が船舶を修理して、航海を続けたいと言っておられますが、まだ不確定要素があるので場合によっては何らかの予算措置が必要になることも考えられま

柳楽委員長 す。その時は改めて予算提案をさせていただければと思います。
報告が終わりました。この件について質疑がありますか。
(「なし」という声あり)
配布物があるのでご確認ください。
執行部からの報告事項 8 件について、全員協議会へ提出し説明
とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したいと
思います。地域福祉課長。

地域福祉課長 今回は、改めて全員協議会へ報告するものはなしとさせていた
だきたいと思います。

柳楽委員長 執行部からの意向が報告されましたが、そのようにさせていた
だいてよろしいですか。
(「はい」という声あり)

6. 所管事務調査

(1) 福祉委員の活動状況等について

柳楽委員長 地域福祉課長。

地域福祉課長 (以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長 説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

芦谷委員 地域の見守りや地域の福祉課題等がありましたが、これは社会
福祉協議会を通して市に上がってくるのでしょうか。
併せて、福祉委員に対する市の地域福祉行政に対するスタンス
を伺います。

地域福祉課長 福祉委員さんについては社会福祉協議会さんとのつなぎ役とな
っています。福祉委員さんの発見した問題等を、社会福祉協議会
だけでは解決できないものは随時報告が入ってくると考えてい
ます。
福祉委員さんの活動については社会福祉協議会さんを通じた
活動となっていますので、市から直接的に関与するのは難しいと
考えています。

芦谷委員 裏面ですが、たまたま福祉委員活動の様子の美川地区に代理で
行きました。行った雰囲気ですが、各町別に集まってテーブル討
議で、そこには民生委員と福祉委員が一緒でした。始めましてと
挨拶したのですが、全く面識がないのです。結局こういった制度

を作っても地域活動が薄いのです。あれだけ地域福祉と言っても、実際の市民の現場はほとんど動いてないです。社会福祉協議会とサロンの話をした時に、生活支援コーディネーターさんから福祉委員のことがあまり出ません。従ってもうちょっとこれが機能するように、場合によっては費用面も含めて充実していった方が、何でも支所や市役所がやるよりも、各地区ごとの世話役さんの体制を充実させて、そこでやってもらうことができないかという願いからこの資料を請求しました。

地域福祉課長

社会福祉協議会さんの活動計画の中には地域福祉の中心体制の見直しという項目も入っており、その中には福祉委員との連携を強めるという項目も入っています。また実際に福祉委員さんの活動支援として民生委員さんとの合同研修会も開催されていますので、福祉委員の活動については支援します。

芦谷委員

是非、市行政をして社会福祉協議会をして地区と向き合う。そのためにはこういった世話役さんをしっかり持っていただいて、機能するよう、活動するよう配慮してください。

布施委員

町内では総会の時に分かりますが、行政や社会福祉協議会に委託する福祉委員は、誰がやっているかよく分かりません。玄関の先に、何々町内福祉委員と掲げている町内もあります。そういったものは町内ごとの取り決め事項なのか、それとも社会協議会が名札を作って掲げてくださっているのか、また民生児童委員は市からのお願いですが、表示等の指導はされていますか。

地域福祉課長

福祉委員さんの名札については理解していませんが、福祉委員さんは町内から1名かまたは住民30名から50名程度で1名を推薦するという基準を社会福祉協議会さんが持つておられるので、大きな町内であれば2名とかおられると思います。

民生委員さんについては民生委員というシールのようなものが県から配られますので、そういうものを付けておられる方もいると思います。福祉委員産の仕組みはわかりませんが、そういった状況です。

布施委員

活動時に常に携帯するようなカードや名札といったものがありますか。

地域福祉課長

福祉委員さんの名札までは分かりません。民生委員さんについて

ては身分証明書のようなものがあります。民生委員さんについては町内をまたがって担当されるので、町内だけでは分からないことがありますので、またがる町内には名簿の中に民生委員さんの名前を載せていただいたり、できれば顔写真を貼っていただくようお願いはしたことがあります。

田畑委員

福祉委員の活動費ですが、これは社会福祉協議会からの満額補助です。ここに書いてあるような活動を使しようと思ったら、それなりのお金もかかるし、社会福祉協議会から私の所の地域福祉会の総会で40万円です、社会福祉協議会が我々に出していただけるのが。それでここに書いてあるように一人暮らしの家や高齢者の皆さんの訪問活動等いろいろ書いてあります。活動費がとても足りません。子どもに対する声かけ運動も。そういった目的から次世代交流事業等やっていくと40万円ではとてもできないと。課長のポジションが社会福祉協議会に丸投げしているからなかなか理解できていないのだと僕は思うけど、ある程度市の予算として出すことができるかどうか踏まえて前向きに検討していかないと、これからどんどん高齢化比率が高くなってくればくるほど、福祉委員は重要なポジションになってくると思われます。どのようにお考えですか。

地域福祉課長

地域福祉活動は社会福祉協議会さんと連携してやらせていただいています。社会福祉協議会さんが委嘱している福祉委員さんまでは現状では活動費は難しいのですが、全体の把握にも努めて何とかならないか社会福祉協議会さんともお話ししながら研究したいです。

田畑委員

地域福祉委員は一番重要なポジションだと思います。そうした中、児童民生委員さんや高齢者クラブの皆さん、行政連絡員の方々が連携して地域活動に一生懸命取り組んでいる。取り組めば取り組むほどお金もかかってきます。社会福祉協議会に浜田市から8千万円から9千万円くらいお金を出しているけど、それは人件費であって活動費は年末の赤い羽根募金だけです。活動費があまりに少なすぎると感じます。よく検討して、出すものは出す、やっていただくことはやっていただくという考え方で、浜田市としても全面的に支援していかないと、これだけ高齢化率が上がっ

てくると大変になってくると思いますので、課長よろしく。

村武委員 福祉委員のことは分かりました。これとは別に、浜田市にはすこやか委員さんというのがありますが、今はおられますか。

健康医療対策課長 現在も活動していただいています。健康福祉活動をしています。

村武委員 この福祉委員さんとすこやか委員さんの区別がよく分からないのですが、すこやか委員さんは町内から出していただいているのですか。

健康医療対策課長 現在は手挙げ制です。以前は町内から選出していただいた時期もありましたが、難しくなったので。

村武委員 すこやか委員さんは今どれくらいおられますか。

健康医療対策課長 正確には把握していませんが、40名から50名くらいだと思います。

柳楽委員長 他にありますか。

(「なし」という声あり)

(2) がん検診の現状と受診率向上の取組について

柳楽委員長 健康医療対策課。

健康医療対策課 (以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長 説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

村武委員 受診率がすごく低いと感じたのですが、目標値はありますか。

健康医療対策課 確認していません、申し訳ありません。健康増進計画の中の位置づけがあるのですが・・・。

村武委員 目標値が何パーセントかは今分からなくていいのですが、掲げておられるかどうか分かりますか。

健康福祉部長 健康増進計画の中に載せていますが、受診者数の目標値を掲げています。あくまでも市がやっているがん検診を何人受けられたかだけの数字なので、それ以外に受けておられる方はたくさんいらっしゃると思いますが、そこは全く把握ができませんので、これだけをもって評価するのは意味がないと思っています。とは思いますが市が主催する受信者は増やしたいという思いがあります。

村武委員 増やしたいけれども目標値は定めていないということで。やはり増やすことを考えるなら目標値が必要ではないかと私は思い

澁谷委員

ます。昨年末に大腸がん検診があった際、かなり低いと聞いて私自身もいろいろな方に声かけしました。その声かけによって受診された方にがんが見つかったケースが何件かありました。受診者を増やすのはとても重要だと思います。福祉環境委員会では今度、検診受診率を上げた所に視察に行つて勉強して来たいと思いますが、市でも担当課でももう少し考えていただきたいと思っています。

繰り返し言っていますが、浜田市はがん検診無料化という大変良い政策をやっておられるのに、この数字を見ると、浜田市の医療費が高い、早期発見からは程遠いという形にしか見えません。その原因は、きちんと数字が補足できてないからです。どうにかできないのですか。先進自治体は協会けんぽや、医療センターで毎年何人が人間ドックに入られたかとか、合算して国に報告する数字はこうかもしれないけど、自分たちが政策としてそういう数字を加味したものをきちんとつかんで、手応えがないと、いつまでもきちんとした数字が分からないままに答弁を聞いていても、議会と執行部とのやりとりにならないと思います。全国の先進自治体できちんとした数字をつかんでいる自治体がどこかあると思います。

健康福祉部長

おっしゃるとおりで、把握方法はないのかと私も言うのですが、ないと。正確な数字は把握のしようがないと。例えば環境保健公社でもやっておられますから、データをもらえないのかという話もします。アバウトな数字だったらもらえますがと。話を聞いた中では日本全国どこも一緒に、思いは一緒です。

澁谷委員

がん検診で肺がん検診を受けた人はこれだけなのかもしれませんが、例えば病気で言った時にエックス線写真を撮りますよね。それは、がん検診ではないかもしれないけど先生が見たときに結核とかがんではなかというのわかってくるわけでしょ。だから、そういう人が各医院において、X線写真を何人にとっておられるわけでしょ？だからこの数字よりは高いと思うのですよ。厚生労働省に報告する数字はこれかもしれないけど、浜田市は実際は市民の方は、これくらいの方がX線の検査はしておられるとか、何かわからないのですか。この半永久的な会話の仕方というのは、何とかしてください。私たちが調べてみますから。何か前向きな

柳楽委員長

数字が捕まえられるような努力をお願いします。

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(3) 浜田市子育て支援センター建設の検討状況について

柳楽委員長

子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

澁谷委員

子育て支援センターの話よりも今は歴史資料館の話が前面に出てきて、負けていると思います。でも実際にはこの事業の方がはるかに重要。浜田市はこのように次世代の子ども達に対する考えを持っていると市民の皆さんにメッセージを送るために、担当課もアクティブに動いていただきたいと思います。

場所よりも中身、ソフト面です。使いやすくてどういう設備の環境によって情操教育に始まり、子どもたちの個性を育むような形、保護者さんがそこに一緒にいることで落ち着いた環境というか。もっと言えば、あの子育て支援センターが良いから浜田に移住したいと思われるようなものを作っていただきたい。そのための議論をしたいのです。場所も大事かもしれないけどそれだけではありません。僕は決して歴史資料館に負けて欲しくないのです。今は特に病児保育ができないことで、毎年の出生数に影響していると僕は思っているくらいです。サービスが低下している現状に対して病児保育も対応できるためにはどのような仕掛けがいるとか、そういう議論や皆さんの知恵を集めるような動きをして。ただ予算関係で令和4年にはやりたいというような、そんな悠長な浜田市ではないと僕は思います。今のような子育て支援だとあと5年で出生数は300人を割るから見ていなさい。それくらい危機的状況に陥っていることを、担当部長に、副市長に持ってもらいたい。知恵を集めるための仕掛けですよ。ホームページにアップして市民の皆さんの意見を聞くという、今はまだ表面的な感じがします。外観とか場所、面積、お金の問題。人間の知恵、職員さんのインテリジェンスが入っているように見えない、そこまでいってない。その議論をしていかないと、出生数まで解決はし

ない。毎議会ごとに現状を報告していただきたいと思います。お願いしておきます。

村武委員

子育て支援センターは若いお母さんたちがとても楽しみにしておられるので、良いものを作っていただきたいと思っています。

今後のスケジュールで、令和元年度にいくつか挙がっていますが、だいたい結構なのでいつくらいにこういうことをしたいのか教えてください。

子育て支援課長

議員さんとの意見交換会はできれば早くやりたいです。その意見を持ち帰り、建設位置の決定は秋にならないうちにはできたらと思っています。既に検討委員会である程度の中身の議論もしていただいている中、やはり場所が決まらないうちの中身のイメージも変わってくるということなので、とりあえず場所を早く決めようということですが、中身の検討を再度しっかり行って、予算計上と同時に進行になるかもしれませんが、元年度の冬にはパブリックコメント等をやっていきたいと思っています。

村武委員

議員との意見交換会を早い時期にしていいただきたいと私も思っていますのでお願いします。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(4) その他

柳楽委員長

その他、執行部に聞いておきたいことはありますか。

(「なし」という声あり)

ではここで、執行部の皆さんは退席されて結構です。

《 執行部退室 》

柳楽委員長

それでは、これより執行部提出の議案2件について採決を行います。

○議案第41号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第 43 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

異議ありの声がありましたので、挙手採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます

[賛成者、挙手]。

挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願審査に入ります。

○「請願第 4 号 (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について」

委員からご意見をお聞きします。

早朝より請願者の方に来ていただいて思いを聞かせていただき十分に理解できたと思っています。しかし、請願内容が多岐にわたっていますし、私自身が他市町村の町おこしの事例は上手くいっていると思っていたのですが、請願者の方からの意見をお聞きしたら自分が把握していたものと違っていたこともあって、もう少し調べてみたいです。あと、身体への被害の数値的なものも研究したいので、私は継続を希望します。

この自然環境エネルギーを推進するのが国の施策であったりして、今は高齢者の年金不足を補うために資本を出し合って風力発電を作ってその収益を補填しようとかいうようなこともあるわけですよ。でも今そういう流れを完全に瓦解しようとしている状況があって。日本の国家政策としてのエネルギー問題を見直さ

柳楽委員長
村武委員

澁谷委員

なければいけないと思うが、住民の皆さんの陳情は逼迫している所もあると思うので、もう採決すべきだと思います。その辺に対して寄り添うことが議会にとっては必要ではないかと思います。

布施委員

継続に対しての採決をして、その後に可否をする流れではないでしょうか。

柳楽委員長

賛成の方のご意見、継続の方のご意見、その他にもし反対のご意見があればと思って伺いました。

西村委員

請願者にも5番について質問しましたが、事業者が倒産した場合は書類と対応を事業者から提出させてくださいといった具体的なことを、議員や議会がどう対応すれば良いのかと言われると、言われるような不安はよく分かって、それには応えたいし、一緒にできることがあれば活動する方向があっても良いと思うけど、どう関わっていくのかというと、すんなり受けて賛成する気持ちにもなりません。採択されたとして、次は実際に何をするのか。そうすると私はどうしようかなと。皆さん方どうお考えですか。

柳楽委員長

西村委員がそのように言われた場合、継続してそういったことも含めてということは、また考えられないという意見ですか。

澁谷委員

請願は語字の一つ一つをたどって行けば、完璧でない場合がいっぱいあります。その方の趣旨、ものの考え方がどうかに対してやって、執行権のない議会に何ができるか。ほとんどない。ただ応援するしかない。実際調査もボランティアでしかできない。強制権もない。現時点で判断すれば良いと思います。

布施委員

私は請願はすごく重たくて、住民の声を聞くことも大事ですが議会に採決を求められる以上は、可決した場合は大きな答えだと思います。請願者にわざわざ来ていただいて直接声を聞いたのはそういった所の真実は1つだと思いますが、いろいろなことが列記されています。確かに考えないといけない。私たちは実際に弥栄の体験村へ行って音を聞きました。そういったことを踏まえて、言われた言葉と書いてある文字でしか判断しようがないですが、安易に可否を決めずに、判断材料が実際の環境評価表が出たとしても十分業者と話し合っただけと結論付けた部分がありますし、請願者の話し合いもまだ成されていない。それを踏まえての反対なのですか、どうですかと聞いた時に、判断せざる

をえないといったところもある。最終的に建設反対ですと言われたけど、我々はそれを聞いて判断しないといけない、思いものです。村武委員と同じようにこの時点では継続審査でという意見を述べさせていただきます。

西村委員

結局、この請願が今回問題にしている計画自体に、議会あるいは議員として反対してくれという単純な内容だというものなら、私としては非常に明確な意思表示ができます。しかしそうではないから。具体的な行動まで求められるような中身だから、質問もしたし、そうすると先程言ったように非常に迷うところです。そこまで求められても非常に困るのが率直な意見です。

上野副委員長

今日話を聞かせていただいて、しっかり頭に入りました。弥栄に風力発電が集中していることも僕らが考えていけないといけないことで、その中でいろいろな不安を今日お聞きして良く分かりました。この前もらった文章の中にも、仮に風力発電所を運転する場合は、という書き方もされていました。反対署名も地元住民の約半数集まったこともお聞きしました。従ってここでの賛成反対の決は控えるべきではないかという気がします。僕らもしっかり調査して決めるべきだと思いました。

柳楽委員長

継続というご意見がございましたので、まず継続について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者、挙手]

挙手多数で、この請願については継続と決したいと思います。

○「請願第 7 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書の提出について」

柳楽委員長

委員からご意見をお聞きします。報告の関係があるので何かご意見をいただけたらと思います。

田畑委員

高齢者の医療負担が 1 割から 2 割になるということで、10 月から消費税が 8 パーセントから 10 パーセントになる。市民の生活が非常に困窮してくることが予想されますので、この請願については私は賛成します。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

○「請願第 7 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書の提出について」について採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者、挙手]

挙手多数で採択と決しました。

続いて、陳情審査に入ります。

○「陳情第 92 号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について（継続審査）」

柳楽委員長

委員からご意見をお聞きします。ご意見としてはこれまでのご意見と変わらないということでしょうか。

(「はい」という声あり)

柳楽委員長

○「陳情第 92 号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について」について採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者、挙手]

挙手多数で採択と決しました。

○「陳情第 105 号病児保育の補助金返還について従業員に聞き取りを求める陳情について」

柳楽委員長

委員からご意見をお聞きします。

西村委員

この前の委員会が出た、従業員 4 名から公益通報にあたるような情報提供が現にあった件は調べてくれと依頼したが、どうだったのだろうか。

新開書記

担当部署に県に確認していただき、そういった事実があったということのみ確認しています。詳細は言っただけありませんでしたが、公益通報はあったとのことでした。

西村委員

あったけどそれが 1 人だったのか 4 人だったのかについては、返答がなかったということですか。

新開書記

そうです。

柳楽委員長

その他にご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

○「陳情第 105 号病児保育の補助金返還について従業員に聞き取りを求める陳情について」について採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者、挙手]

挙手なしで不採択と決しました。

以上で、福祉環境委員会に付託されました案件の審査は終了します。

ここで暫時休憩します。再開を 1 時 30 分とします。

(12 時 46 分 休憩)

(13 時 30 分 再開)

柳楽委員長

委員会を再開します。

7. 政策討論会について

○政策討論会議題提案書について

柳楽委員長

6/26 のメールで提出(案)を示しております。ご意見があれば修正をお願いします。

芦谷委員

「医療費及び介護給付費の増大に伴い、保険料も上昇しており」ということですね。

柳楽委員長

西村委員、いまの芦谷委員の修正案でよろしいですか。芦谷委員から提案がありましたように修正させていただきます。

その他にご意見ございませんか。

芦谷委員

認定率の増とくれば、認定率の増高か、認定率の上昇の方が良いと思います。

柳楽委員長

提案書については本日提出しないといけないので、ここできちんと修正したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは芦谷委員から提案がありましたように修正して、提出したいと思いますのでよろしくお願いします。

柳楽委員長

提言書案について、一応修正したものを挙げさせていただいていますが、皆さんから修正箇所等ご意見をいただきたいと思えます。

澁谷委員

認定率の高さが医療保険料と介護保険料の高さにつながっていると言ったのだけど、今僕が考えるのは、はじめにの下から2行目に、「浜田で暮らすことの満足度を高めることが必要であります。」と一旦読点で区切って、「また、介護認定率の高さが医療保険料と介護保険料の高騰につながっていることを鑑み、認知症予防の強化と早期発見について政策提言を行うことといたしました。」にしてはどうでしょうか。

西村さんの最初の理由が、認定率の高さが影響しているのがきっかけとなっていたので、始めに入れた方が良いのではないかとこの意見です。

柳楽委員長

皆さんいかがですか。

澁谷委員

「浜田で暮らすことの満足度を高める必要があります。また、介護認定率の高さが医療保険料と介護保険料の高騰につながっていることを鑑み、認知症予防の強化と早期発見について政策提言を行うことといたしました。」でどうでしょうか。

柳楽委員長

皆さんいかがですか。

(「異議なし」という声あり)

ご意見がないようでしたら、澁谷委員から提案いただいたように修正させていただきたいと思えます。

その他ございませんか。

澁谷委員

最後のページにスクリーニング法とか書いてありますが、あれをもっとポイントを小さくするかで上下の行間を小さくして、明朝でなく丸ゴシックなどに変えて、これは別個なのだとはつきり分かるようにしていただきたい。明朝は変えた方が良く思う。

それと、相談見守り体制の整備の①、②、③、上の①は「立ち上げ」になっていて、②は「明確化」、③「行う」になっていて、これも「行うこと」と体言止めに変わってバランスを合わせないといけないのではないかという気がする。

①は「対応の仕方が分かるサイトの立ち上げ」になっているが、「立ち上げと運営」でどうかな。

柳楽委員長

②の「既存団体の役割の明確化と名称の統一化」は駄目かな。澁谷委員から提案いただきました。まず※印の所は少し文字を小さくしたり、フォントを変えてはどうかというご意見と、①で「サイトの立ち上げと運営」にしてはどうかということ。あと名称の統一化は何回もご指摘いただいています。

私が思う所で言わせていただくと、すこやか員、保健委員はすごく努力されて統一されたとしても、福祉委員とか食生活改善推進委員というのは全く別組織なので、ここは難しいと思っています。なので、するとすればすこやか員と保健委員かなと思います。

村武委員

委員長から言われたのは、すこやか員と保健委員は浜田市の活動で、福祉委員や食生活改善推進委員は違うから、ということですか。食生活改善推進委員は誰が認定されているのですか。

全国組織だけど浜田市から認定されているものではないのですね。

ちなみに、保健委員は三隅ですか。ですね。なので、私は委員長が言われるのが良いと思います。

柳楽委員長

すこやか員、保健委員の名称統一を入れるかどうか、という皆さんのご意見は。

(「なし」という声あり)

ご意見がないようですが、この名称の統一化を入れさせていただいてもよろしいということですか。

(「はい」という声あり)

はい。これ、認知症初期集中支援チームではなかったですか。入ってないですよ。それを入れておかないといけませんね。

村武委員

先ほど澁谷委員が言われた、下のスクリーニング法の説明部分ですが、T D A S 検査の所で、1行目の最後は「専門」となっていて、次の行に「職」が来ています。Tの所に持ってきたらどうですか。フレイルの所も縦がありませんよね。多分、語句の説明時には行が頭で揃えられているのが多いかなと感じたのですが。

柳楽委員長

どのように統一した方がよろしいでしょうか。村武委員が提案して下さったように、頭で全て揃えるということでもよろしいですか。

(「はい」という声あり)

特にご意見がないようならそのように修正させていただきます。

その他には皆さん特に修正箇所はございませんか。あと、調査内容の所に、令和元年6月28日の分と7月3日の分を追記しています。

それでは表紙部分も、市議会福祉環境委員会のあの部分も少し上げさせていただきます。提言案の行も少し字を大きくさせていただきますましたが、バランス的にこれでよろしいですか。

他に特にご意見がないようでしたら、これで議題7を終わります。

7. その他

○「浜田市認知症の人にやさしいまちづくり（案）」

柳楽委員長

その他ですが、浜田市認知症の人にやさしいまちづくり（案）について、澁谷委員から説明をいただきます。

澁谷委員

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

この場で確認しておきたいことがありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

芦谷委員

大変良くまとまっています。これはどこか参考にされたのですか。

澁谷委員

3つぐらいの先進自治体を比較して、参考にした。整合性がないところもあるかもしれない。

芦谷委員

市の健康づくり条例がありますが、これも理念条例で、健康づくりの計画は作っているけど条例と実際の仕事とがリンクしないのがままあります。例えば乾杯条例等。

これを見て思ったのが、第4条の市の責任と第9条以下の「市は」で始まる部分の、市の責任と市がやるべき事業ということになるのかなと思ったのですが。11条もか。執行部にたがをはめるなら、市の責務・責任と市の事業とした方が分かりやすいと思ったのですが、どこかを参考にされてのことならこれで良いと思いますが。

澁谷委員

あくまでもたたき台なので、いくら変えていただいても結構な

ので、是非皆様の知恵を集めて常任委員会から。今回、議論を通して政策提言するわけですから、その関連として条例も検討しましたというのが格好いいかなあとと思いませんか。なので、どんどん修正をかけていいものにしてください。

芦谷委員

認知症サポーターというのがありますが、これは確か厚労省かどこか多分根拠があります。あえて言うなら認知症サポーターとキャラバンメイトがあります。認知症サポーターにまつわる事実関係を整理して、もしそこから引用するなら「何々で言う」というように脚注を付けた方が良いと思いました。

柳楽委員長

また7月3日に具体的にご提案いただけたらと思います。
他にございませんか。

(「なし」という声あり)

それでは今日のところはもうご意見が特にないようなので、この条例提案については次回、7月3日までに皆さんにしっかり考えてきていただいて、その日にご提案いただきたいと思います。

芦谷委員

要介護認定率とか介護保険料とかの全国ランキングを見ると、浜田はえらく低いのですが、これは事実なのですね。出典は。

新開書記

出典は厚生労働省ホームページのデータを基に作りました。

柳楽委員長

それでは、次回7月3日にしっかり議論を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その他に委員から何かございますか。

それでは、委員長報告については7月4日の表決までに正副委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告ホルダーに入れておきますのでご確認ください。皆さんに目を通していただきよろしければ、委員長報告をその内容で行いたいと思います。

以上で福祉環境委員会を終了します。

(閉 議 14 時 09 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに調査会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子